

# 第81回国民スポーツ大会・ 第26回全国障害者スポーツ大会



宮崎県準備委員会



## 第8回総会

### 議 事

#### ○ 議 事

- ・ 第1号議案 令和5年度事業報告（案）及び令和5年度収支決算（案）・・・P1
- ・ 第2号議案 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会の設置について（案）・・・P7
- ・ 第3号議案 総会から常任委員会への委任事項（改正案）・・・P22



つむぎ 感動 神話 となれ

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ

第81回国民スポーツ大会



第26回全国障害者スポーツ大会

令和6年9月4日（水）

令和5年度事業報告（案）

1 会議の開催

(1) 総会

会議名	開催日	場所	審議事項等
第7回総会	7月31日	宮崎観光ホテル	○ 令和4年度事業報告及び収支決算 ○ 令和5年度事業計画及び収支予算

(2) 常任委員会

会議名	開催日	場所	審議事項等
第12回 常任委員会	7月31日	宮崎観光ホテル	○ 会場地市町村選定 ④ 正式競技（第10次） ④ 正式競技開催予定施設変更 ○ 文化プログラム実施基本計画
第13回 常任委員会	2月5日	宮崎観光ホテル	○ 会場地市町村選定 ④ 正式競技（第11次） ④ 正式競技開催予定施設変更 ④ 正式競技（第3次） ④ 正式競技開催予定施設変更 ○ 実施競技・会場地市町村選定 ④ デモンストレーションスポーツ（第4次） ○ 主管団体・開催予定施設変更 ④ デモンストレーションスポーツ ○ ④選手団サポーター養成基本方針 ○ 警備・消防・防災基本計画

(3) 専門委員会

① 総務企画専門委員会

会議名	開催日	場所	審議事項等
第14回会議	7月12日	県防災庁舎	○ 会場地市町村選定 ④ 正式競技（第10次） ④ 正式競技開催予定施設変更 ○ 募金謝意表明実施要項 ○ 文化プログラム実施基本計画
第15回会議	1月11日	県防災庁舎	○ 会場地市町村選定 ④ 正式競技（第11次） ④ 正式競技開催予定施設変更 ④ 正式競技（第3次） ④ 正式競技開催予定施設変更

② 競技運営専門委員会

会議名	開催日	場所	審議事項等
第6回会議	12月22日	県防災庁舎	○ 実施競技・会場地市町村選定 <input checked="" type="checkbox"/> デモンストレーションスポーツ(第4次) ○ 主管団体・開催予定施設の変更 <input checked="" type="checkbox"/> デモンストレーションスポーツ

③ 広報・県民運動専門委員会

会議名	開催日	場所	審議事項等
第10回会議	10月5日	県防災庁舎	○ イメージソング歌詞の決定 ○ 花いっぱい運動全体計画 ○ 愛称・スローガンデザイン基本項目の組合せ例の作成
第11回会議	1月22日	書面開催	○ マスコットキャラクター展開形／26市町村デザイン ○ 大会愛称・スローガンデザイン基本項目の組合せ例等のデザイン
第12回会議	2月16日	県防災庁舎	○ イメージソング曲の決定 ○ 花いっぱい運動推奨花 ○ 広報ボランティア募集要項 ○ 公式ポスターの制作について

④ 全国障害者スポーツ大会専門委員会

会議名	開催日	場所	審議事項等
第7回会議	12月19日	県防災庁舎	○ 正式競技開催予定施設の変更 ○ 正式競技第3次会場地市町村選定 ○ 選手団サポーター養成基本方針

⑤ 輸送・交通専門委員会

会議名	開催日	場所	審議事項等
第4回会議	2月14日	県防災庁舎	○ 輸送・交通総合調査

⑥ 宿泊・衛生専門委員会

会議名	開催日	場所	審議事項等
第4回会議	12月21日	県防災庁舎	○ 宿泊施設充足対策要項 ○ 食事の提供方針

⑦ 式典専門委員会

会議名	開催日	場所	審議事項等
第3回会議	11月16日	県防災庁舎	○ 式典基本計画

⑧ 馬事衛生専門委員会

会議名	開催日	場所	審議事項等
第2回会議	11月7日	県防災庁舎	○ 馬事衛生対策要項

⑨ 警備・消防・防災専門委員会

会議名	開催日	場所	審議事項等
第2回会議	11月17日	県防災庁舎	○ 警備・消防・防災基本計画

⑩ 医療救護専門委員会

会議名	開催日	場所	審議事項等
第1回会議	6月29日	県防災庁舎	○ 防疫対策要項

2 会場地市町村等の選定

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催基本方針、会場地市町村選定基本方針及び会場地選定基準等に基づき、以下のとおり選定を行った。

(1) 国スポ

- ① 正式・特別競技  
全38競技について、全実施種目の会場地市町村を決定。
- ② 公開競技  
全7競技中6競技について、会場地市町村を決定。
- ③ デモンストラレーションスポーツ  
37競技の実施及び会場地市町村を決定。

(2) 障スポ

- ① 正式競技  
全14競技の会場地市町村を決定。
- ② オープン競技  
令和6年度に実施競技及び会場地市町村を決定予定。

3 中央競技団体正規視察の実施

各中央競技団体による会場地市町村の現地視察等を実施した。

No	実施期日	競技名	市町名
1	令和5年10月30日	トライアスロン	宮崎市
2	令和5年12月15日	カヌー（スプリント）	小林市
3	令和6年1月15日、16日	バスケットボール	都城市、日向市、美郷町
4	令和6年1月29日、30日	体操	延岡市、小林市
5	令和6年3月13日	カヌー （スラローム、 ワイルドウォーター）	鹿児島県湧水町

※令和5年度末時点で全38競技実施

#### 4 競技役員等養成事業

競技役員等養成基本方針及び基本計画等に基づき、競技団体が行う競技役員等の養成事業に対して補助金を交付し、競技運営に携わる審判員、運営員及び競技補助員の養成を推進した。

また、中央競技団体、県・会場地市町村及び関係機関・団体等との連絡調整、先催県視察等の調査研究活動に対して補助金を交付し、国スポ・障スポに向けた競技団体の活動を支援した。

#### 【令和5年度補助実績】

区 分	活用競技団体数	活用人数（延べ）
中央講習会等派遣事業	25団体	156人
県内講習会等開催事業	18団体	633人
開催準備活動事業	30団体	211人

#### 5 広報・啓発活動

##### (1) 大会イメージソングの制作

大会イメージソングの歌詞と曲をそれぞれ公募により制作し、大会の周知と県民の参加機会の創出を行い、県民総参加型の大会開催に向けて気運醸成を図った。

##### (2) 大会公式ホームページ及びSNS（Instagram、X）の開設

大会専用のホームページ及びSNSを開設し、大会の概要から開催準備の日々の出来事まで大会に関係する情報を幅広く発信した。

##### (3) 手話・要約筆記ボランティアの養成

手話・要約筆記ボランティアの養成に向け、リーダー・指導者の選定や県内の手話サークルなどに対して、出前講座を実施した。

#### 6 基本方針・計画の策定

警備・消防・防災に関する基本計画を策定した。

#### 7 各種調査

##### (1) 輸送・交通対策

選手、監督及び大会関係者等を限られた時間内に安全かつ確実に目的地まで輸送する必要があるため、輸送・交通総合調査を実施し、交通量やバス実走などの調査のほか、課題の抽出・対策の検討を行い、開・閉会式輸送計画（案）を作成した。

##### (2) 宿泊対策

選手、監督及び役員等の配宿を円滑に実施するため、正式競技、特別競技の会場地市町村ごとに配宿シミュレーションを実施するとともに、市町村への充足対策意向調査を行った。

## 令和5年度収支決算（案）

### 1 収入の部

（単位：円）

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較 (A-B)	備考
宮崎県負担金	59,884,000	59,884,000	0	
預金利息等	-	19,177	▲19,177	預金利息、雇用保険料
前年度繰越金	5,038,381	5,038,381	0	
寄附金	4,200,000	2,769,008	1,430,992	募金グッズ売上金
合計	69,122,381	67,710,566	1,411,815	

### 2 支出の部

（単位：円）

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較 (A-B)	備考
事業費	62,944,432	53,501,166	9,443,266	総会開催経費等、 募金活動推進費、 広報費等
事務局費	6,177,949	4,293,380	1,884,569	事務局運営経費
翌年度繰越金	-	9,916,020	▲9,916,020	
合計	69,122,381	67,710,566	1,411,815	

# 監 査 報 告 書

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会会則第18条の規定に基づき、令和5年度の歳入歳出に関する証拠書類及び関係諸帳簿を監査したところ、適正であることを認めたので、報告いたします。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会  
宮崎県準備委員会

令和6年 8月 20日

監事 宮崎県会計管理者

米良 勝也  印

令和6年 8月 23日

監事 宮崎県市長会事務局長

西川 隆二  印

令和6年 8月 21日

監事 宮崎県町村会事務局長

有村 健一郎  印

## 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会の設置について（案）

### 1 趣旨

令和6年7月17日の（公財）日本スポーツ協会理事会において、第81回国民スポーツ大会の本県での開催が正式決定されたことから、同協会が定める国民スポーツ大会開催基準要項の規定に基づき、開催県として「実行委員会」を設置するもの。

#### ○ 国民スポーツ大会開催基準要項

##### 2.5 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

(1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。

### 2 概要

#### (1) 名称

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会

#### (2) 組織

現行の第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会の総会、常任委員会、各専門委員会を引き継ぐ。

#### (3) 役員、委員

準備委員会の委員、役員をそれぞれ充てる（準備委員会委員を実行委員会委員へ委嘱されたこととみなす規定を附則へ追加）。

また、実行委員会の委員に以下の団体等の代表者を追加する。

- ・ 国スポデモンストレーションスポーツ競技関係機関及び団体
- ・ 宮崎空港ビル株式会社

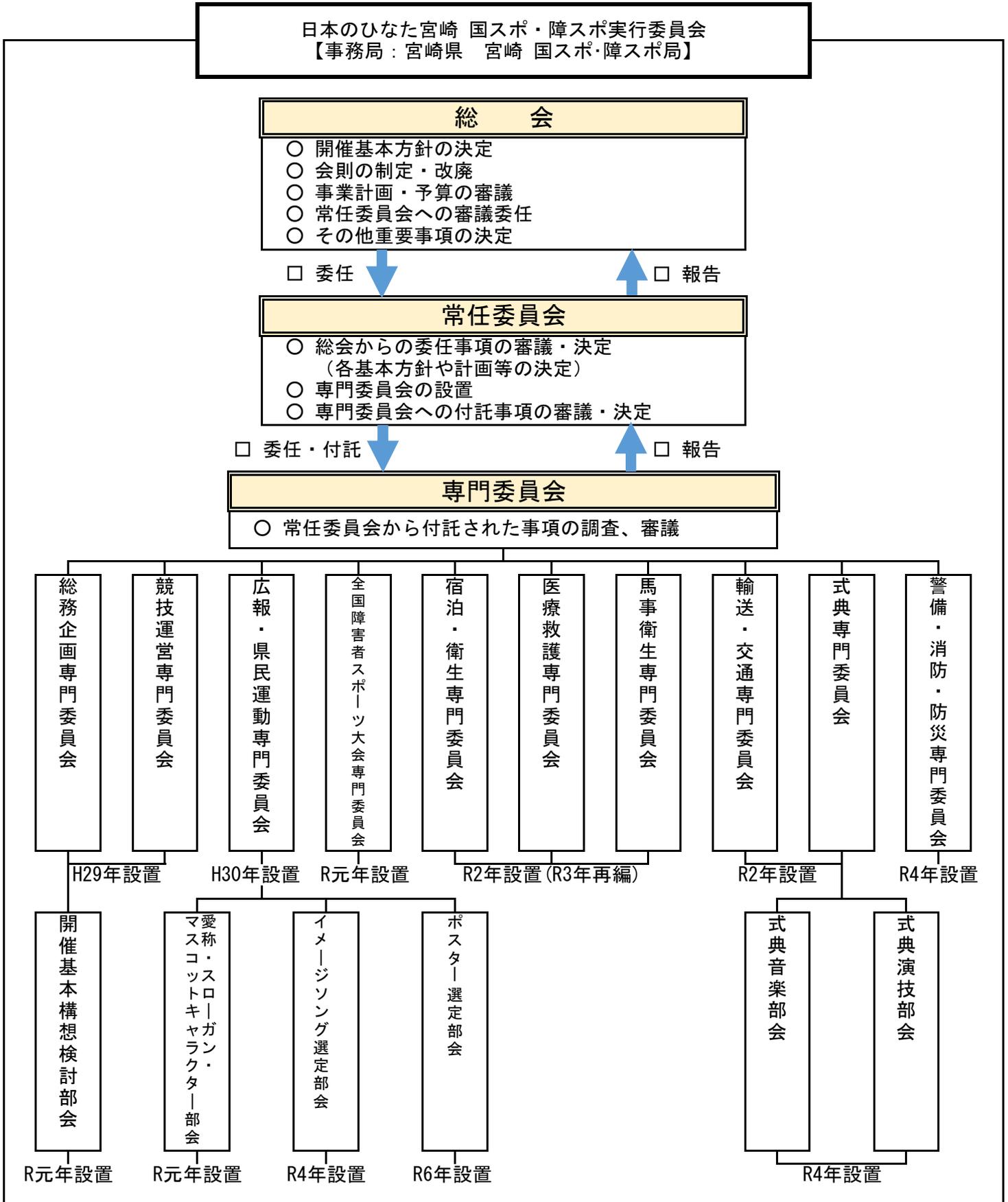
### 3 会則等の改正

「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会会則」を「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会会則」に改める。

また、準備委員会等でこれまでに決定された方針、計画及び関係諸規程中の文言について、以下のとおり改める。

- ① 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会  
⇒ 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会
- ② 準備委員会  
⇒ 実行委員会
- ③ 国民体育大会開催基準要項  
⇒ 国民スポーツ大会開催基準要項

### 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会 構成図（案）



# 日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会会則（案）

## 第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を宮崎県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）大会開催に必要な方針及び計画の策定に関する事。
- （2）大会における実施競技及び会場地市町村に関する事。
- （3）大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関する事。
- （4）大会開催及び準備に係る経費に関する事。
- （5）関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関する事。
- （6）その他大会を開催するために必要な準備に関する事。

## 第2章 組織

（構成）

第4条 実行委員会は、会長、委員及び監事をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱又は任命する。

- （1）県及び市町村を代表する者
- （2）県及び市町村の議会を代表する者
- （3）関係競技団体その他関係機関・団体を代表する者
- （4）前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に係りのある者

（役員）

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副 会 長 8名以内
- （3）常任委員 60名以内
- （4）監 事 3名以内

（役員を選任）

第6条 実行委員会の会長は、宮崎県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が選任する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第13条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱及び選任されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

(報酬)

第10条 会長、委員、監事、顧問及び参与の報酬は、無報酬とする。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第11条 実行委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第12条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 大会の開催に必要な方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。  
（常任委員会）

第13条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

（1）総会から委任された事項に関すること。

（2）専門委員会の設置及び専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること。

（3）総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。

（4）その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第14条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

#### 第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

#### 第5章 事務局

（事務局）

第16条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 財務及び会計

(経費)

第17条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第7章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第21条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成29年10月30日から施行する。

(経過措置)

2 準備委員会の平成29年度における会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、平成30年3月31日までとする。

附 則

この会則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、令和6年9月4日から施行する。

2 この会則施行の際、現に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会の役員、委員、顧問、参与、または専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与、または専門委員に委嘱されたものとみなす。

3 この会則施行の際、現に制定されている第81回国民スポーツ大会宮崎県準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会」を「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会」に、「準備委員会」を「実行委員会」に改める。

4 この会則施行の際、現に制定されている第81回国民スポーツ大会宮崎県準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「国民体育大会開催基準要項」を「国民スポーツ大会開催基準要項」に改める。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会会則 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p data-bbox="271 347 1093 427">第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 宮崎県準備委員会会則</p> <p data-bbox="331 533 528 568">第1章 総則</p> <p data-bbox="286 584 383 619">(名称)</p> <p data-bbox="237 635 1128 762">第1条 本会は、<u>第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会</u>（以下「<u>準備委員会</u>」という。）と称する。</p> <p data-bbox="286 778 383 813">(目的)</p> <p data-bbox="237 829 1128 1002">第2条 <u>準備委員会</u>は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を宮崎県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。</p> <p data-bbox="286 1018 383 1053">(事業)</p> <p data-bbox="237 1069 1128 1149">第3条 <u>準備委員会</u>は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p data-bbox="286 1165 1128 1337">                     (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。                      (2) 大会における実施競技及び会場地市町村に関すること。                      (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること。                 </p>	<p data-bbox="1267 347 1928 379">日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会会則</p> <p data-bbox="1245 533 1442 568">第1章 総則</p> <p data-bbox="1200 584 1296 619">(名称)</p> <p data-bbox="1151 635 2040 715">第1条 本会は、<u>日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会</u>（以下「<u>実行委員会</u>」という。）と称する。</p> <p data-bbox="1200 778 1296 813">(目的)</p> <p data-bbox="1151 829 2040 1002">第2条 <u>実行委員会</u>は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を宮崎県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。</p> <p data-bbox="1200 1018 1296 1053">(事業)</p> <p data-bbox="1151 1069 2040 1149">第3条 <u>実行委員会</u>は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p data-bbox="1200 1165 2040 1337">                     (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。                      (2) 大会における実施競技及び会場地市町村に関すること。                      (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること。                 </p>

- (4) 大会開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他大会を開催するために必要な準備に関すること。

## 第2章 組織

(構成)

第4条 準備委員会は、会長、委員及び監事をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱又は任命する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に係る者

(役員)

第5条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 8名以内
- (3) 常任委員 60名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 準備委員会の会長は、宮崎県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長を選任する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

- (4) 大会開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他大会を開催するために必要な準備に関すること。

## 第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長、委員及び監事をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱又は任命する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に係る者

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 8名以内
- (3) 常任委員 60名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 実行委員会の会長は、宮崎県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長を選任する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第13条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱及び選任されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第13条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱及び選任されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

<p>4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。</p> <p>5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。 (報酬)</p> <p>第10条 会長、委員、監事、顧問及び参与の報酬は、無報酬とする。</p> <p>第3章 会議 (会議の種類)</p> <p>第11条 <u>準備委員会</u>に、次の会議を置く。</p> <p>(1) 総会 (2) 常任委員会 (3) 専門委員会 (総会)</p> <p>第12条 総会は、会長及び委員をもって構成する。</p> <p>2 総会は、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。</p> <p>4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。</p> <p>(1) 大会の開催に必要な方針に関すること。 (2) 会則の制定及び改廃に関すること。 (3) 事業計画及び事業報告に関すること。 (4) 予算及び決算に関すること。 (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。 (6) その他重要な事項に関すること。</p>	<p>4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。</p> <p>5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。 (報酬)</p> <p>第10条 会長、委員、監事、顧問及び参与の報酬は、無報酬とする。</p> <p>第3章 会議 (会議の種類)</p> <p>第11条 <u>実行委員会</u>に、次の会議を置く。</p> <p>(1) 総会 (2) 常任委員会 (3) 専門委員会 (総会)</p> <p>第12条 総会は、会長及び委員をもって構成する。</p> <p>2 総会は、必要に応じて会長が招集する。</p> <p>3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。</p> <p>4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。</p> <p>(1) 大会の開催に必要な方針に関すること。 (2) 会則の制定及び改廃に関すること。 (3) 事業計画及び事業報告に関すること。 (4) 予算及び決算に関すること。 (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。 (6) その他重要な事項に関すること。</p>
--	--

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第13条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

（1）総会から委任された事項に関すること。

（2）専門委員会の設置及び専門委員会への付託事項及び

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第13条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

（1）総会から委任された事項に関すること。

（2）専門委員会の設置及び専門委員会への付託事項及び委

委任事項に関すること。

(3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関する  
こと。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用  
する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。  
(専門委員会)

第14条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構  
成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項に  
ついて調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項  
は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。  
第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」とい  
う。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属  
する事項で軽易なものについては、これを専決処分すること  
ができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次  
の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

任事項に関すること。

(3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関するこ  
と。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用  
する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。  
(専門委員会)

第14条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構  
成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項に  
ついて調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項  
は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。  
第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」とい  
う。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属  
する事項で軽易なものについては、これを専決処分すること  
ができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次  
の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第17条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第21条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議

(事務局)

第16条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第17条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第21条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議

決を経て処分する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成29年10月30日から施行する。  
(経過措置)
- 2 準備委員会の平成29年度における会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、平成30年3月31日までとする。

附 則

この会則は、令和元年7月1日から施行する。

決を経て処分する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成29年10月30日から施行する。  
(経過措置)
- 2 準備委員会の平成29年度における会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、平成30年3月31日までとする。

附 則

この会則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、令和6年9月4日から施行する。
- 2 この会則施行の際、現に国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会の役員、委員、顧問、参与、または専門委員である者は、それぞれ実行委員会の役員、委員、顧問、参与、または専門委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則施行の際、現に制定されている第81回国民スポーツ大会宮崎県準備委員会の方針、計画及び関係規程等中「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会」を「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会」に、「準備委員会」を「実行委員会」

	<p>に改める。</p> <p>4 <u>この会則施行の際、現に制定されている第81回国民スポーツ大会宮崎県準備委員会の方針、計画及び関係規程等</u>中「<u>国民体育大会開催基準要項</u>」を「<u>国民スポーツ大会開催基準要項</u>」に改める。</p>
--	---

## 総会から常任委員会への委任事項（改正案）

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会会則第12条第4項第5号の規定に基づく  
常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 大会開催に関する方針（会則第12条第4項第1号の方針を除く。）及び計画の策定に関すること
- 2 会場地市町村及び競技施設の選定に関すること
- 3 県と会場地市町村の業務分担及び経費負担区分に関すること
- 4 競技施設等の整備に関すること
- 5 大会実施競技の選定に関すること
- 6 競技の企画及び運営に関すること
- 7 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 8 広報及び県民運動に関すること
- 9 宿泊、衛生及び観光に関すること
- 10 輸送及び交通に関すること
- 11 医療救護、警備、消防及び防災に関すること
- 12 式典の企画及び運営に関すること
- 13 その他開催準備に関すること

総会から常任委員会への委任事項 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p data-bbox="465 347 898 373">総会から常任委員会への委任事項</p> <p data-bbox="241 443 1122 564"><u>第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会会則第12条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。</u></p> <ol data-bbox="248 635 1122 1294" style="list-style-type: none"> <li>1 大会開催に関する方針（会則第12条第4項第1号の方針を除く。）及び計画の策定に関すること</li> <li>2 会場地市町村及び競技施設の選定に関すること</li> <li>3 県と会場地市町村の業務分担及び経費負担区分に関すること</li> <li>4 競技施設等の整備に関すること</li> <li>5 大会実施競技の選定に関すること</li> <li>6 競技の企画及び運営に関すること</li> <li>7 競技役員等の養成及び編成に関すること</li> <li>8 広報及び県民運動に関すること</li> <li>9 宿泊、衛生及び観光に関すること</li> <li>10 輸送及び交通に関すること</li> <li>11 医療救護、警備、消防及び防災に関すること</li> <li>12 式典の企画及び運営に関すること</li> <li>13 その他開催準備に関すること</li> </ol>	<p data-bbox="1377 347 1809 373">総会から常任委員会への委任事項</p> <p data-bbox="1160 443 2040 564"><u>日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会会則第12条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。</u></p> <ol data-bbox="1167 635 2040 1294" style="list-style-type: none"> <li>1 大会開催に関する方針（会則第12条第4項第1号の方針を除く。）及び計画の策定に関すること</li> <li>2 会場地市町村及び競技施設の選定に関すること</li> <li>3 県と会場地市町村の業務分担及び経費負担区分に関すること</li> <li>4 競技施設等の整備に関すること</li> <li>5 大会実施競技の選定に関すること</li> <li>6 競技の企画及び運営に関すること</li> <li>7 競技役員等の養成及び編成に関すること</li> <li>8 広報及び県民運動に関すること</li> <li>9 宿泊、衛生及び観光に関すること</li> <li>10 輸送及び交通に関すること</li> <li>11 医療救護、警備、消防及び防災に関すること</li> <li>12 式典の企画及び運営に関すること</li> <li>13 その他開催準備に関すること</li> </ol>